

下條村空き家等解体利活用事業補助金について

下條村では空き家を解体した跡地を利活用しようとする方に解体費用の一部を助成します。

◆対象となる空き家等

- ・下條村内にあること
- ・補助金を受け、事業実施後3年以内に利活用すること



◆対象となる人

- ・空き家等を解体撤去し有効に活用しようとする所有者、もしくは複数の所有者等から委任等を受けた代表者
- ・税金の滞納がないもの
- ・解体工事業者に工事を発注するもの
- ・暴力団員でないもの、及び暴力団員と密接な関係を有しないもの

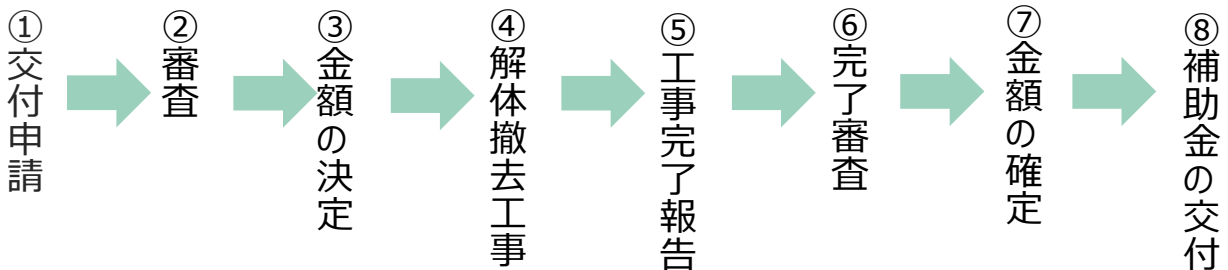
◆対象となる工事

- ・同区画内の空き家等を解体すること
- ※同じ敷地内にある附属の工作物を同時に解体する場合、これらも含めて補助対象とします

◆補助金額

・経費の4分の1を補助（解体及び撤去に要する経費） 上限100万円

◆申請手続きの流れ



◆利活用内容の事例

- ・解体後、新築を建てる
- ・個人や不動産会社等に売却する
- ・個人等に貸し出す
- ・その他（造成し駐車場にするなど）

※補助金については下條村ホームページにも記載しております。お問合せ・ご相談は右記までご連絡ください。

公式HP→



※解体工事後には申請できません。解体工事前に申請が必要となりますので、工事内容等、事前にご相談ください。

下條村役場 総務課企画財政係
〒399-2101

長野県下伊那郡下條村睦沢8801-1

TEL 0260-27-2311

FAX 0260-27-3536

E-mail sjkizai@vill-shimojo.jp